

岩手県在宅医療推進協議会 設置要綱

(設置)

第1 本県における在宅医療の推進に係る事項について協議するため、岩手県在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療の推進に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムに係る在宅医療・介護連携に関すること。
- (3) その他本県における在宅医療の推進に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 知事は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、岩手県保健福祉部医療政策室において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成27年1月8日から施行する。